

国民投票法改正案今国会初質疑

与党、早期採決を要求

衆院憲法審査会は15日、憲法改正に関する国民投票法改正案の質疑と自由討議を行った。審査会の開催は今国会初。与党は改正案が審議入りしてから約3年が経過しているとして早期採決を求めたが、立憲民主、共産両党は応じず、月内の採決は困難な情勢だ。与党は大型連休明けの5月の衆院通過を目指し、協議を続ける方針。

立・共抵抗月内見送り

「改正案の審議は近くさ
れている。早急に成立させ
るべきだ」。質疑に立った
与党筆頭幹事の新藤義孝氏
(自民党)は改めて早期採
決を求めた。

改正案は2018年7月に審議入りしたが、その後は実質的賛疑が行われず、20年11月によく動き始めた。同12月には自民の二

階俊博、立憲の福山哲郎両幹事長が今国会で「何らかの結論を得ることで合意。この日の審査会で法案の質疑は3回目となった。

衆院憲法審査会での 国民投票法改正案を巡る各党の態度

早期採決を要求	採決に慎重
自民党	立憲民主党
公明党	・改正に合理性はなく、引き続き議論が必要
日本維新の会	・CM規制と同時に議論を
国民民主党	共産党
・審議は尽くされた	・憲法改正に反対
・改正案の採決を終え、CM規制と憲法の議論を行うべきだ	・審査会を開く必要なし
・毎週定例日に必ず審査会を開くべきだ	

赤領政賢氏)と採決には慎重な態度で歩調を合わせた。これに対し、維新の足立康史氏は「結論」の解釈を巡って「政治の世界の当たり前の話をきちんと守るべきだ」と立憲の姿勢を非難。国民の山尾志桜里氏も「採決を終えて、手続き改正と憲法本体の議論を進めるために定例口を週2回にするべきだ」と提案するなど採決に前向きな姿勢を示した。

こうした状況を受け「採決に向けた外堀は埋まりつゝある」(衆院関係者)との見方も出始めている。立憲幹部は「丁寧に議論して審議が尽くされたなら採決してもいい」と述べており、5月にも採決が行われる可能性を示唆した。【遠藤修平、古川宗、田中裕之】